

お 知 ら せ
令和8年3月18日

令和8年度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更等について

○ マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	歯科診療行為コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番 1「変更区分」を参照。 3：新規 5：変更 9： 廃止
36 ～ 45	施設基準①～ ⑩	今回の公表では未対応	4月上旬までに更新予定
13 14	旧点数 予備	旧点数を廃止し予備へ変更する	
64	予備4 歯科物価対応料区分	歯科物価対応料に関する診療行為であるか否かを表す。 0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：歯科物価対応料自体 2：歯科物価対応料に関する診療行為 今回の公表では未対応	P100 歯科物価対応料の追加に基づき追加 3月下旬更新予定
65	予備5 歯科物価対応料グループ区分	歯科物価対応料を算定できる診療行為のグループ区分を表す。 000：「1」から「500」以外の診療行為 001：歯科外来物価対応料（初診時） 002：歯科外来物価対応料（再診時等） 003：急性期病院A一般入院料を算定する場合 004：急性期病院B一般入院料を算定する場合（ハの場合を除く。） 005：急性期病院B一般入院料及び看護・多職種協働加算を算定する場合	P100 歯科物価対応料の追加に基づき追加 3月下旬更新予定

項番	項目名	内容	備考
		006：急性期一般入院料1を算定する場合 (以下、省略・・・) 今回の公表では未対応	
67 ～ 76	予備	未使用：「0」を設定する。	項番66（公表順序番号） の後ろに予備項目を追加

※追加となった項目は、項番64、65、67から76となりますが、追加以外にも内容が変更となった項目もあるため、詳細については、後日公表予定の「レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書」をご確認ください。